

海底地形調査及び日韓放射能共同調査

平成29年4月
外務省

1. 海底地形調査

- (1) 平成18年4月、韓国側が海底地形名称小委員会に対する名称の提案を検討していた地点の中に、日韓間のEEZの主張が重複する水域（「重複水域」）4地点が含まれていることが判明。我が方が「重複水域」内の地名未登録の2地点について対案を提出すべく海底地形調査を行う意向を表明。日韓間で対立が激化。
- (2) 同年4月21、22日、谷内外務次官（当時）がソウルに出張し、柳明桓外交通商部第一次官（当時）との間で協議を行った結果、以下の点を確認した。
- ① 日本側は、韓国が同年6月に海底地形名称の提案を行わないとの理解（→実際に提案は行われず。）。
 - ② EEZ境界画定交渉の早期再開。
 - ③ 日本側が予定していた海底地形調査の中止。

2. 日韓放射能共同調査

- (1) 平成5年に旧ソ連・ロシアによる日本海海域への放射性廃棄物の海洋投棄の事実が判明したことを受け、同年、海上保安庁が放射能調査を実施。平成6年以降も、海上保安庁は「重複水域」における地点を含む10地点にて毎年定点観測を実施してきた。
- (2) 上記1(2)②を踏まえ、日韓EEZ境界画定交渉を平成18年6月及び9月に行い、海洋の科学的調査をめぐる問題の早急な解決を目指して意見交換を行った。その後も韓国側との協議を継続し、平成18年10月の放射能調査は、日韓間で共同して実施することに合意した。
- (3) これを受けて、平成19年から平成23年までの間は、毎年韓国側との協議を経て、9月又は10月に日韓放射能共同調査を行った。
- (4) 共同調査の概要
- ① 観測地点：日本海における6地点。
 - ② 調査項目：表面、中層及び海底付近の採水並びに海底土の採泥。
 - ③ その他：双方の使用船舶には他方の国の調査員が同乗。

(注) 平成18年6月に再開された日韓EEZ境界画定交渉において、韓国側から、上記1(1)の我が方による海洋の科学的調査（海底地形調査）の実施計画を受けて、韓国としては竹島を基点とし、竹島と隠岐との中間線を境界として主張せざるを得ないとの立場表明があった。（我が方は、竹島と鬱陵島との中間線を主張。）

（了）